No. 8

令和8年11月26日

福島市一般廃棄物処理基本計画（策定）
～パブリック・コメント～

環境部　　ごみ政策課

目指す姿	市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指します。
計画の期間	令和９年度　～　令和１２年度（４年間）
check!! ポイント	**１　市民・事業者・行政が共に取り組む計画へ** ごみの減量化・資源化や適正排出を進めるため、市民・事業者・行政の共創によりそれぞれの役割を果たしながら、適正処理と資源循環による持続可能な社会の実現を目指します。 **２　「ごみ減量」から「ごみ減量＋資源化」へ** 燃やすごみに含まれる紙類やプラスチック類などの資源化を進め、ごみの排出量を抑えつつ、資源として再利用する仕組みを強化します。 **３　循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進** 従来の３R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方に加え、地域資源を循環させながら新たな価値を生み出すサーキュラーエコノミーの考え方を取り入れます。 **４　最終処分場の延命化を推進** 限られた最終処分場の容量を有効に活用するとともに、福島市の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、ごみの減量化・資源化を進めて埋立量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。 **５　食品ロス削減を推進** 食品ロス削減推進計画を包含し、家庭系・事業系それぞれの食品ロスの一層の削減を目指します。
意見提出期間	令和8年11月26日　～　令和8年12月25日
備　考	

担当：ごみ政策課　ごみ政策係
課長　松浦　係長　増戸
電話　024-525-3744（直通）